松江市PTA連合会 運営規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、松江市PTA連合会会則に定めるもののほか、松江市PTA連合会(以下「市P連」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員会)
- 第2条 委員会の構成及び活動内容は、松江市PTA連合会委員会構成表(別表1) のとおりとする。
- 2 役員及び委員会の構成を選定するための各ブロックごとの年度ごとの割当ては、 松江市PTA連合会委員会等割当表(別表 2)による。 (役員の選考)
- 第3条 市P連の会長、副会長、特別委員会の委員長及び監査委員は、常任理事で構成する役員選考委員会で選出する。

(会費)

- 第4条 会費は、市P連に加盟する松江市内の学校単位のPTA(以下「単位PTA」 という。)が納入する。
- 2 会費の額は、単位PTAの会員数に次項の基準額を乗じた額とする。
- 3 基準額は、年額 240 円とする。
- 4 前項の基準額の改正は、総会の議決事項とする。 (特別会計)
- 第5条 記念大会等の特別な事業の運営にあたり、その経理の適正を図るため会長が 必要と認めるときは、理事会の議決を得て特別会計を設置することができる。
- 2 前項の特別会計は、市P連の会計に関する規定を適用する。 (特別会費)
- 第6条 前条の特別な事業の運営のために、会長が必要と認めるときは、会則に定める会費のほか特別会費を徴収することができる。
- 2 特別会費の徴収の可否及び額は、総会の議決事項とする。
- 3 特別会費の徴収に当たっては、単位PTAに対し過度の負担とならないよう努めなければならない。
- 4 特別会費の徴収の開始は、当該事業が実施される数年度前からの積み立てを行う 等、当該事業年度への負担の集中を避けるよう努めるものとする。 (規程の改廃)
- 第7条 本規程の改廃は、理事会で議決し、総会で報告する。

附則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年5月16日から施行し平成28年4月1日から適用する
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年5月27日から施行する。